

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
要望項目名	地域福利増進事業に係る特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、都道府県知事による使用権の裁定があった特定所有者不明土地（※）を利用して行う地域福利増進事業（※）について、当該事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除及び当該事業の用に供する土地・建物に係る固定資産税及び都市計画税の特例を創設する。</p> <p>（※）</p> <p>特定所有者不明土地：相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地のうち、現に建築物が存せず、かつ、業務の用など特別の用途に供されていない土地（法第2条第2項）</p> <p>地域福利増進事業：地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる公園、広場、購買施設等の整備に関する事業（法第2条第3項）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①（1,500万円特別控除）</p> <p>地域福利増進事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得について、1,500万円特別控除を創設する。</p> <p>③（固定資産税等の特例措置）</p> <p>地域福利増進事業の用に供する土地・建物について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2/3に軽減する特例措置を創設する。</p>	
関係条文	〔 — 〕	
減収見込額	[初年度] ▲2.6 (—) [平年度] ▲23.2 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
	ページ	1—1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。</p> <p>これを受けて第 196 回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、都道府県知事の裁定により当該土地に使用権（上限 10 年）を設定し、公園、広場、購買施設等を整備することを可能とする「地域福利増進事業」を創設した。</p> <p>地域福利増進事業は、地域住民等の福祉や利便を増進する公益性の高い事業であり、事業の推進のためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠であり、これらの者への支援を行う必要がある。</p> <p>さらに、平成 30 年 5 月 24 日にとりまとめられた「所有者不明土地等に関する特命委員会とりまとめ」（自民党）及び平成 30 年 6 月 1 日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」（所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）においても、法案の成立後速やかに、新制度など必要な事業の推進のため、税制改正要望を検討することとされている。</p> <p>これらを踏まえ、税制面においても、地域福利増進事業の実施を後押しし、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
	政策の達成目標	・ 地域福利増進事業における使用権の設定数法の施行後 10 年間で累計 100 件
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	(1,500 万円特別控除) 恒久措置 (固定資産税等の特例措置) 3 年間 (平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日)
	同上の期間中の達成目標	(固定資産税等の特例措置) ・ 地域福利増進事業における使用権の設定数法の施行後 3 年間で累計 20 件
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	(1,500 万円特別控除) 初年度：4 件 平年度：12 件 (固定資産税等の特例措置) 初年度：0 件 平年度：土地 38 件、建物 35 件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を推進するためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠である。1,500 万円特別控除によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなり、また、固定資産税等の特別措置についても、地域福利増進事業のために使われる土地や建物に係る税負担を軽減することで、事業区域内の土地の所有者等の協力を得やすくなるため、目標の達成に当たって手段として有効である。
	ページ	1—3